

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
阿波市は、あわっ子はぐくみ医療費助成事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
阿波市長

公表日
令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務
②事務の概要	阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第105号)による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している ① あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付申請の受付及び審査事務(親権者、被保険者及び子どもの住民票関係情報や健康保険の情報、市民税情報、生活保護実施関係情報を確認) ② 住所・氏名・健康保険証等の変更受付及び処理の事務 ③ あわっ子はぐくみ医療費受給者証の発行、交付事務 ④ 受給資格更新の審査にかかる事務 ⑤ 県補助金及び高額医療費の判定のために所得情報の確認 ⑥ 医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認 ⑦ 他の法令による医療に関する資格及び給付と調整 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第2に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	乳児医療システム、住民基本台帳、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
はぐくみ医療費受給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと等を厳守している。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手している。事務に必要な情報入手することがないよう、あらかじめ定められた申請書様式において申請を受け付けているため、必要な情報のみ提供を受けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-① 事務の名称	乳幼児等医療費助成に関する事務	あわっ子はぐくみ医療費助成に関する事務	事後	誤記載の為修正
	I-1-② 事務の概要	阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している ①親権者、被保険者及び子どもの住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認 ②受給者証の交付 ③県補助金及び高額医療費の判定のために所得情報の確認 ④医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認 ⑤他の法令による医療に関する資格及び給付と調整	阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成する 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している ①あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付申請の受付及び審査事務（親権者、被保険者及び子どもの住民票関係情報や健康保険の情報、市民税情報、生活保護実施関係情報を確認） ②住所・氏名・健康保険証等の変更受付及び処理の事務 ③あわっ子はぐくみ医療費受給者証の発行、交付事務 ④受給資格更新の審査にかかる事務 ⑤県補助金及び高額医療費の判定のための所得情報の確認 ⑥医療費助成の月次支給の際に行う医療費等の保険者の助成状況の確認 ⑦他の法令による医療に関する資格及び給付と調整 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第2に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	誤記載の為修正
	I-2 特定個人情報ファイル名	乳幼児等医療費受給台帳ファイル	はぐくみ医療費受給台帳ファイル	事後	誤記載の為修正
	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項にもとづく条例制定予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	事後	誤記載の為修正
	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	事後	誤記載の為修正
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 妹尾 浩子	子育て支援課長 大森 章司	事後	誤記載の為修正
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 大森 章司	子育て支援課長 小松 隆	事後	誤記載の為修正
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 小松 隆	課長	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手～7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業	（なし）	（項目を追加）	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-26-6812	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-26-6812	事後	